

様式第 61 (第 135 条 関係)

第 1 頁 :

8.4 センチメートル

写真添付面

第 号

職 氏 名

生 年 月 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条の規定による

立 入 検 査 証

年 月 日 発 行

有 効 期 間

経済産業大臣 (都道府県知事又は市長) (印)

18
センチメートル

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい
第 83 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、
その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の
製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工
場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その
業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査さ
せ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に
限り液化石油ガスを収去させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その
職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入
り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又
は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その
職員に、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者、その許可を
受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務
所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設
備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化
石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所に立ち入
り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又
は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去さ
せることができる。ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場
所には、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合でなければ、立
ち入らせてはならない。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その
職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入
り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又
は関係者に質問させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その
職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務
の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者
に質問させることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その
職員に、指定試験機関の事務所立ち入り、業務の状況若しくは
帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させるこ

とができる。

7 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

8 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 第1項から第7項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第100条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十三 第83条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十四 第83条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第101条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

五 第83条第1項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（前条第十三号の規定に該当する者を除く。）

六 第83条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第102条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

四 第83条第6項又は第7項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。